

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和5年			令和4年 6月末累計	対前年比(件)
	6月件数	先月末累計	6月末累計		
全認知件数	28	136	164	183	-19
凶悪犯	0	0	0	6	-6
粗暴犯	2	6	8	6	2
窃盗犯	20	82	102	125	-23
侵入盗犯	1	10	11	15	-4
空き巣	0	5	5	0	5
その他	1	5	6	15	-9
乗り物盗	2	25	27	31	-4
自転車	1	23	24	27	-3
オートバイ	1	1	2	4	-2
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	17	47	64	79	-15
ひったくり	0	0	0	2	-2
部品ねらい	0	5	5	11	-6
車上ねらい	3	0	3	7	-4
自動販売機ねらい	0	1	1	0	1
その他	14	41	55	59	-4
知能犯	2	26	28	18	10
詐欺	1	26	27	18	9
その他	1	0	1	0	1
風俗犯	0	4	4	3	1
その他の刑法犯	4	18	22	25	-3
占有離脱物横領	0	1	1	0	1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 | 令和5年6月末現在(暫定値) 21,088件(前年比 +4,728件、+28.9%)

2 刑法犯検挙状況(6月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	55	36	33.5%
窃盗犯	31	16	30.3%

3 人身交通事故発生状況(6月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	93	-4	36件	31件
死者	0	±0		
負傷者	115	-8		

4 特殊詐欺の認知状況

令和5年6月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	993	19億2,947万円
オレオレ詐欺	390	9億3,576万円
預貯金詐欺	99	1億3,021万円
架空料金請求詐欺	104	3億2,117万円
融資保証金詐欺	3	523万円
還付金詐欺	254	3億4,423万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	143	1億9,285万円

令和5年6月末までの業区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	27	4,251万円
オレオレ詐欺	10	1,830万円
預貯金詐欺	6	689万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	7	855万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	4	875万円

5 警察からのお知らせ

- (1) 7月11日から20日までの10日間、夏の交通事故防止運動を実施します。
警察では、交通指導取締りを強化したり、関係団体と連携し、広報啓発活動を推進します。

夏は、暑さで体調を崩したり、注意が散漫になりがちです。ドライバーの皆様は、心と身体を整えてから運転するようにしましょう。

- (2) 自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。

自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。

特に、ワイヤー錠等を使って「ダブルロック」をすると、更に効果的です。

- (3) 栄警察では、地域警察官が巡回連絡活動として各家庭を訪問し、特殊詐欺被害防止や事件事故に遭わないための情報発信活動を推進しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、6月中の阻止が1件となっており、今年の累計は20件です。

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目								2	1	3
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町									2	2
	柏陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目								1	2	3
	鍛冶ヶ谷 2丁目						2		1	2	5
	鍛冶ヶ谷町		1								1
元大橋・庄戸	上郷町				1			2	13	16	
上郷・庄戸	野七里 1丁目							1	2	3	
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目								1		1
	東上郷町					1				1	2
	長倉町									3	3
豊田	本郷台 1丁目								1		1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目									1	1
	本郷台 4丁目							1	1		2
	本郷台 5丁目							1	1		2
	飯島町					1	1		2	12	16
	長沼町								2	6	8
合計		0	5	0	1	2	24	3	27	102	164

栄区内の火災・救急状況について

区連会7月定例会資料
令和5年7月20日
栄消防署

火災情報

令和5年6月30日現在

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年		令和4年	増△減	
	6月	累計			
件 数	1	7	12	△5	
火災種別	建 物	1	4	△5	
	林 野	0	0	0	
	車 両	0	0	△1	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	0	3	2	1
損害	焼損床面積	0	65	65	0
	死 者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	1	3	3	0

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年	令和4年	増△減		
件 数	378	334	44		
火災種別	建 物	214	224	△10	
	林 野	0	0	0	
	車 両	42	33	9	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	122	77	45	
損害	焼損床面積	4,031	3,096	935	
	死 者	7	8	△1	
	焼死等	7	7	0	
	放火自殺	0	1	△1	
	負 傷 者	57	63	△6	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	2	2	0
2	電気機器	2	3	△1
3	こんろ	1	0	1
4	たばこ	1	1	0
5	その他	1	6	△5

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	68	43	25
2	たばこ	60	50	10
3	こんろ	41	39	2
4	電気機器	30	42	△12
5	配線器具	19	16	3

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	2
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	2
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		7	

【6月中の火災】

30日 建物火災 鍛冶ヶ谷二丁目 カーペット、配線など若干焼損、負傷者1名発生

救急情報

令和5年6月30日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和5年		令和4年	増△減
	6月	累計		
件数	636	3,703	3,587	116
急病	489	2,758	2,609	149
交通事故	16	110	118	△8
一般負傷	103	676	698	△22
その他	28	159	162	△3

横浜市内				
救急状況				
年別	令和5年	令和4年	増△減	
	件数	116,999	113,227	3,772
急病	82,507	79,056	3,451	
交通事故	4,219	4,230	△11	
一般負傷	21,173	20,978	195	
その他	9,100	8,963	137	

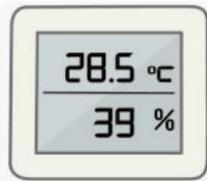
※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。



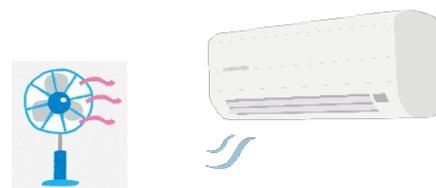
熱中症 室内でも気をつけて!

熱中症の対策ポイント

- 1 温度と湿度を気にしましょう
今自分のいる環境について
気にかけるようにしましょう



- 2 室温を適切に保ちましょう
扇風機やエアコンなどを使用
して、室温を適度に下げましょう



- 3 こまめな水分補給、適度な
塩分補給をしましょう



- 4 生活リズムを整えましょう
バランスの良い食事、しっかり
とした睡眠をとりましょう



- 5 体を暑さに慣れさせましょう
適度な運動や湯船につかっ
て入浴をすることで、体を暑さ
に慣れさせましょう



お問合せ先 栄消防署総務・予防課
☎/FAX 892-0119

事業者等と連携した食環境づくり事業のモデル実施について

1 趣旨

栄区では、健康長寿の延伸に向けて、運動・社会参加・栄養といった点を大切な視点として取組を進めています。令和元年度に実施した健康状態実態調査では、地域ごとの食生活に関する課題が明らかになりました。また、令和6年度からの「健康日本 21（第三次）」において、健康に関心が薄い人を含む幅広い世代へのアプローチが基本方針として示されています。

初年度の令和5年度は、個人の行動変容を支援するための食環境づくりの取組をモデル事業として実施します。具体的には、区内で盛んな移動販売の場（モデル地区2か所）で、ボランティアや事業者に御協力いただき、健康に関心が薄い人を含めた移動販売の利用者に「よりよい食習慣の意識づけ」を働きかけることにより、行動変容の習慣化を促します。

2 移動販売のモデル地区および選定理由

- (1) 上郷西ヶ谷団地～区で最初に移動販売に取り組み、ボランティア活動が盛んなこと
- (2) 飯島団地～令和元年の区民健康状態実態調査の結果、豊田地区が多様な食品を食べている割合が他地区に比べ低かったこと
ボランティア活動が盛んなこと

3 今年度のモデル地区での食環境づくり事業の概要

- (1) 事業内容
 - ・健康状態調査及び分析
 - ・移動販売利用者及びボランティアに対する適切な食習慣の意識付け
 - ・意識付け後の行動変容アンケート・インタビュー等
 - ・区民への啓発※なお、研究機関（大学）との共同研究事業として進めます。
- (2) 今後のスケジュール
 - 9月 ボランティア等への説明
 - 10月～移動販売会場でのボランティアから利用者への意識付け、啓発等
利用者・ボランティアへのアンケート・インタビュー
→行動分析、評価
 - 10月～11月頃 健康状態把握調査

【参考】区民、市民意識調査等から

- <栄区>・主食、主菜、副菜を1日2回以上ほぼ毎日食べている 39.5%
・40～64歳男女の朝食欠食率が高く、間食を食べる人が多く、食生活が乱れている
- <横浜市>・市民の3分の1は、生活習慣改善の必要性を感じていても行動するつもりはない、または、関心がないと回答
・特定健診における年代別 LDL コレステロールは全年代で全国値より不良だが、50歳代後半以降は特に全国との差が大きくなっている

(担当)

栄区役所福祉保健課

門脇、小澤

電話 894-6964 FAX 895-1759

Eメール sa-kenkou@city.yokohama.jp

「栄区空家予防セミナー・相談会」の実施について (協力依頼)

近年、特に戸建て住宅地において、管理が行き届かず問題が発生している空家(管理不全空家)が地域の課題となっており、今後も空家の増加が予想されます。そこで、管理不全となる空家を未然に防ぐため、建築局と連携し、栄区独自の空家の無料相談会を実施します。

1 開催日時・場所

日時：令和 5 年 8 月 26 日(土) 10:00 から

場所：S A K A E S T A 3 階 大会議室・会議室 1・2・地域ケアルーム

2 内容

(1) セミナー

空家にしない「わが家」の終活ノートを使ったワークショップ

講師：上田 尚彦先生(土地家屋調査士)

(2) 専門家による個別相談会

不動産の相続や売買等に関する個別相談(1組当たり 30 分)

(弁護士、税理士、宅建士)

(3) 対象者

ア セミナー

ご自宅の相続について考えようとしているが何からすればよいかわからない方

イ 専門家による個別相談会

空家所有者、空家を相続予定の方

3 申込み方法

Web フォームまたはチラシ裏面申込用紙を FAX 送信、電話

・チラシ

班回覧

配架(地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウス等)

・広報よこはま：7月号掲載

【問合せ先】

栄区 区政推進課 まちづくり調整担当 眞柄・森 電話 894-8095

空家予防

はじめよう
住まいの
“終活”

セミナー・相談会

令和5年

8/26 (土)

SAKAESTA 3階

(本郷台駅前地域ケアプラザ)
(栄区小菅ヶ谷1-5-4)

セミナー 

① 10:30~11:30

② 12:00~13:00

(①、②は同じ内容。:各回30名。先着)

空家にしない

「わが家」の終活ノートを
記入するワークショップ



参加の方に
「わが家」の
終活ノートを
進呈!

相談会



10:00~13:00

(1組30分・先着18組)

弁護士・税理士・宅建士へ

お困りごとを個別に相談



申込は裏面を
ご覧ください。

問合せ：栄区区政推進課まちづくり調整担当

☎ 045-894-8095

申込受付期間 令和5年7月11日から8月20日まで

- ①WEB QRコードから申込
- ②電話 平日8時45分から17時15分まで
- ③FAX 下記申込書を送付



【申込先】 栄区役所区政推進課 まちづくり調整担当
〒247-0005 栄区桂町303番地19



電話 045-894-8095 **FAX 045-894-9127**

申込書

お名前	(ふりがな)	電話	
		FAX	
住所		空家所在地	

1 セミナーをご希望の方

希望時間 □にレ	<input type="checkbox"/> ① 10:30 ~ 11:30
	<input type="checkbox"/> ② 12:00 ~ 13:00

2 個別相談をご希望の方

相談時間帯（相談は1組30分以内です。）

①10:00 ②10:30 ③11:00 ④11:30 ⑤12:00 ⑥12:30

第1希望		第2希望		第3希望	
------	--	------	--	------	--

ご希望の 専門家	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 宅建士 <input type="checkbox"/> わからない
相談内容	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 税金 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> その他（具体的にご記入ください） ()
住宅の 所有者	<input type="checkbox"/> 相談者本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()

・個人情報、本事業のみに使用いたします。

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、市民、企業、団体の皆様と一緒に盛り上げていくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所29階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ガイドライン ・使用取扱要領 	(策定中（※2）)

（※1） BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※2）公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、西野
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越してください!!



マイナンバーカード申請相談会

栄区内の地区センターにて

マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくとよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント

1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、カード受取手続きについて、質問やご相談を承ります。

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの？
- ・代理で、カードの受取はできる？
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの？



ポイント

2

活用方法・セキュリティに関する『ミニ講座』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの？

ポイント

3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

▶会場一覧 ※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座			
		実施時間	場所	開始時刻		場所	
本郷 (SAKAESTA)	9月17日(日)	月曜日 10:00~18:00	ラウンジ	13:15~	14:00~	中会議室	
	9月18日(月・祝)			13:15~	14:00~		
豊田	9月24日(日)		日曜日・祝日 10:00~16:00	小会議室	13:15~	14:00~	中会議室
	9月25日(月)			工芸室	13:15~	14:00~	
上郷	9月24日(日)	ロビー		13:15~	14:00~	中会議室	
	9月25日(月)			13:15~	14:00~		

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590 平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、ホームページをご確認ください。

【主催】横浜市役所 市民局窓口サービス課
(横浜市中央区本町6-50-10)

【受託者】東武トップツアーズ株式会社



令和5年度地域と学校の協働事業について

栄区内の小中学校では、次代を担う児童・生徒の自立性や心豊かな人間形成を図るために、様々な交流や体験の機会を充実と地域の理解と見守り形成を目指して、地域と学校が協働して様々な事業に取り組んでいます。

具体的な事業は各中学校ブロックに設置された実行委員会により企画検討実施されており、この総合調整機関である地域と学校の協働事業推進協議会が栄区に対し交付金の申請や事業報告、事業収支決算書の提出を行っています。

地域と学校の協働事業の推進、充実に向けた皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします

【推進協議会委員】

栄区中学校長会代表、栄区小学校長会代表、栄区連合町内会代表、栄区PTA連絡協議会代表、
栄区青少年指導員協議会代表、栄区スポーツ推進委員連絡協議会代表、栄区子ども会連絡協議会代表

I 令和5年度活動計画（★印＝今年度新規の取組）

中学校ブロック	事業内容
飯島中学校区 飯島中学校 千秀小学校 飯島小学校	グラウンドゴルフ交流会、あいさつ運動 クリーン・グリーン運動（校内緑化や野菜の栽培、収穫）、 読み聞かせ、 どんど焼き、★団地畑共同活動
桂台中学校区 桂台中学校 桂台小学校 公田小学校	ふれあいコンサート（地域イベントへの演奏参加）、花植え活動、地域清掃、児童生徒の体と心を育てる会（講演会の開催）、★地区懇談会（地域交流をテーマとしたグループディスカッション） 読み聞かせボランティア、 お花と芝生を育てる会



どんど焼き



芝生整備活動

中学校ブロック	事業内容
上郷中学校区 上郷中学校 上郷小学校 庄戸小学校	地域と小・中学校の協働活動（あいさつロード他）、地域とのふれあいイベント（地域イベントへの演奏参加） 読み聞かせ 地域の人に学ぶ読書活動
小山台中 小山台中学校 学校区 小山台小学校 小菅ヶ谷小学校 本郷台小学校	地域との懇談会、夏休み愛のパトロール、★小菅ヶ谷つながるプランと生徒会との懇談会、★地域交流書道教室「書道やってみよう会」 小山台小芝生整備活動、小山台小読み聞かせ活動 学校図書館の環境整備・読み聞かせ 本郷台小学校図書館ボランティア
西本郷中 西本郷中学校 学校区 笠間小学校 西本郷小学校	地区懇談会（講演会とグループディスカッション）、★ふれあいコンサート（中小学校の音楽関係活動や地域のコーラスグループ等によるコンサート） ドレミファコンサート（全児童と地域の音楽団体が参加する音楽会） 緑いっぱい花いっぱい
本郷中学校区 本郷中学校 本郷小学校 桜井小学校	夏季教育懇談会、ペタンク親睦会、ほんごうの森コンサート（本郷中吹奏楽部、本郷小マーチングバンドによる地域の方向けコンサート） ★本郷小学校読み聞かせ・図書ボランティア ★桜井小学校お話の会・図書ボランティア



ドレミファコンサート



あいさつロード

(参考資料) 栄区学校アンケート(小学5年生 174人、中学2年生 187人対象)

Q3 地域の行事（お祭り、運動会、交流会など）に参加しているか。					
小学5年生			中学2年生		
4年度	参考：R3年度	参考：R2年度	4年度	参考：R3年度	参考：R2年度
86.5 %	86.0 %	93.0%	71.5 %	61.6 %	78.0 %

Q4 近所の人に会った時、あいさつをしているか。					
小学5年生			中学2年生		
4年度	参考：R3年度	参考：R2年度	4年度	参考：R3年度	参考：R2年度
95.8 %	95.5 %	96.4 %	95.8 %	82.6 %	93.1 %

Q5 地域の大人たちに見守られていると思うか。					
小学5年生			中学2年生		
4年度	参考：R3年度	参考：R2年度	4年度	参考：R3年度	参考：R2年度
86.5 %	85.8 %	88.7 %	76.8 %	66.2 %	73.2 %

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで



小児医療費助成事業のご案内



● 制度の概要 ●

この制度は、健康保険に加入している0歳～中学3年生のお子さまが医療機関等で診療を受けた際に、医療機関等の窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成するものです。対象となるお子さまには、医療証をお渡しします。

● 対象となるお子さま ●

◇ 横浜市内に住所があること ◇ 健康保険に加入していること

次のような場合は、対象になりません。

- ◎ 生活保護を受けている場合
- ◎ 児童福祉法に基づく措置医療等を受けている場合
- ◎ 他の医療費助成事業により、医療費の助成を受けている場合
(重度障害者医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業など)

● 助成の範囲 ●

◇ 対象年齢 0歳～中学3年生 ◇ 助成対象 入院・通院 ◇ 助成内容 保険診療の自己負担分
※神奈川県外の医療機関等や、県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、医療証を使うことができません。

※薬の容器代、健康診断料、乳児健診料、予防接種、選定療養費など保険がきかないもの、及び入院時食事代の自己負担額(標準負担額)は、医療費助成の対象外です。

※令和5年8月診療分から、保護者の所得制限及び一部負担金をなくしました。

申請の手続と利用のしかた

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。該当する方に、医療証をお渡しします。

◇ 申請に必要なもの

- ◎ 対象となるお子さまの健康保険証

※神奈川県への補助金申請のため、他市町村から転入された場合など、保護者の方の所得を横浜市が把握できない場合は、所得を確認するための書類(同意書または課税証明書(所得証明書))が別途必要になることがあります。

◇ 神奈川県内の医療機関等にかかるとき

医療証と健康保険証を医療機関等の窓口提示してください。

※県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等では、使うことができません。

◇ 医療証が使えないとき

神奈川県外の医療機関等や県内のこの制度による診療を取り扱わない医療機関等で受診された場合は、いったん窓口で自己負担額を支払う必要がありますが、後でお住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請することにより払い戻されます。

◇ 医療証の更新

医療証の終了月に区役所において更新を行いますので、お手続きをする必要はありません。

裏面あり

医療費の払戻しについて

医療証が使えなかった場合など払戻しを受けるときは、以下のものをご持参のうえ、お住まいの区の保険年金課保険係給付担当に申請してください。

- ◎ 小児医療証 ◎ 対象となるお子さまの健康保険証 ◎ 印鑑（朱肉を使うもの）（認印で可）※
- ◎ 領収書（患者氏名、診療月ごとの総点数、診療期間、領収金額、医療機関名のあるもの）
- ◎ 振込先金融機関の預金通帳
- ◎ 健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を差し引いて支給しますので、高額療養費などの支給通知書など支給額がわかるものを持参してください。
- ◎ 保護者の方の所得を確認するための書類（同意書又は課税証明書（所得証明書））が必要な場合があります。
※申請者（保護者）以外の口座へ振り込む場合は、申請書に委任者（申請者）の押印が必要です。



ご注意ください！

領収書は、1か月分をまとめたうえ、診療を受けた翌月からなるべく1年以内に申請してください。数か月分の領収書をまとめて一度に申請できます。受診月の翌月1日から5年で時効となり、申請できなくなりますので、ご注意ください。

緊急のため保険証を持たずに受診したとき等、医療費を全額支払った場合は、先に加入している健康保険から療養費の払戻しを受け、前項記載のもの他に、その支給通知書も添えて申請してください。

☆問い合わせ先

お住まいの区の保険年金課保険係給付担当

区役所名	電話番号	FAX番号
鶴見	(510) 1810～11	(510) 1898
神奈川	(411) 7126	(322) 1979
西	(320) 8427～28	(322) 2183
中	(224) 8317～18	(224) 8309
南	(341) 1128	(341) 1131
港南	(847) 8423	(845) 8413
保土ヶ谷	(334) 6338	(334) 6334
旭	(954) 6138	(954) 5784
磯子	(750) 2428	(750) 2545
金沢	(788) 7838	(788) 0328
港北	(540) 2351	(540) 2355
緑	(930) 2344	(930) 2347
青葉	(978) 2337	(978) 2417
都筑	(948) 2336～37	(948) 2339
泉	(800) 2427	(800) 2512
栄	(894) 8426	(895) 0115
戸塚	(866) 8450	(871) 5809
瀬谷	(367) 5727～28	(362) 2420
健康福祉局医療援助課		(671) 4115

～急な病気やけがで迷ったら…～

救急受診ガイド・#7119

☎電話から（年中無休・24時間対応）

☎#7119 または☎045-232-7119

◎そのとき受診可能な医療機関の案内

→医療機関案内（1番を選択）

◎看護師が緊急性や受診の必要性についてアドバイス

→救急電話相談（2番を選択）



FAXから（聴覚障害者専用）

☎045-242-3808 医療機関案内のみ

パソコン・スマートフォンから

横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンの画面上で、急な病気やけがの緊急性や、受診の必要性を確認できます。



QRコードからもアクセスできます。